

公益事業分野における相互参入について

平成17年2月18日

公正取引委員会

1 趣旨・目的

電力・ガス・電気通信事業では、それぞれの分野における自由化の進展に伴って、事業者の新規参入が進展しており、それに加えて、電力とガス等の公益事業者間の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開されているところである。

競争を促進する観点から、これらの事業分野において、①他の事業分野に参入するに当たって設備面で他の新規参入者と比較して優位性があり、②経営規模の大きい、他の公益事業分野の既存事業者の参入が促進されることは望ましいと考えられる。

他方、これらの公益事業者間の相互参入に伴って競争上の弊害が生じる可能性があることから、公正取引委員会では、今般、事業者からヒアリング等を行い相互参入の実態を調査するとともに、公益事業分野の相互参入について横断的に独占禁止法上の考え方を明らかにしたものである。

(注) 公正取引委員会は、これまで電気、ガス、電気通信事業の個々の公益事業分野において、独占禁止法上問題となる行為等について、事業所管官庁と共同で指針を策定している。

2 公正取引委員会の今後の対応

公正取引委員会は、今後とも変化の激しいこのような分野における競争実態を把握するとともに、公益事業分野における相互参入についての独占禁止法上の考え方の明確化に努めていくことにしている。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03-3581-5483 (直通)

ホームページ

<http://www.jftc.go.jp>